

令和4年度
定期監査報告書
(3)

鳥取市監査委員

目 次

◎定期監査報告書（3）	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
税務・債権管理局	市民税課	2
	固定資産税課	11
	収納推進課	15
危機管理部	危機管理課	19
	生活環境課	22
環境局	廃棄物対策課	27

- (注) 1 文・表中の金額は、千円単位で表示し、単位未満は四捨五入した。
2 指数は、小数点以下第2位を四捨五入した。
3 会計年度任用職員は、会任と表記した。

令和4年度定期監査報告書（3）

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

第2 監査の対象

1 対象部局

- (1) 税務・債権管理局
 - ① 市民税課
 - ② 固定資産税課
 - ③ 収納推進課
- (2) 危機管理部
 - ① 危機管理課
- (3) 環境局
 - ① 生活環境課
 - ② 廃棄物対策課

2 対象期間

令和4年4月1日から9月30日まで

○前回の定期監査対象期間

- ・税務・債権管理局・・・平成31年4月1日から令和元年9月30日まで
- ・危機管理部・・・平成31年4月1日から令和元年7月31日まで
- ・環境局・・・平成31年4月1日から令和元年11月30日まで
(令和元年度実施)

第3 監査の実施

- 1 実施期間 令和4年11月18日から令和5年1月11日まで
- 2 説明聴取 令和5年1月11日

第4 監査の方法等

本監査は、鳥取市監査基準（令和2年4月1日全部改正）に基づき、監査対象部署から関係書類の提出を求め、これを通査するとともに、重点項目を設定し、関係書類の確認並びに説明の聴取を行う等の方法により実施した。

第5 監査の結果

1 結果

監査の結果は、適正に処理されていることを認めた。

なお、地方自治法第2条第14項及び第15項に示す観点においても、特段不合理なものは見られなかった。

また、事務処理上の軽易な過誤等については、注意事項として文書により、またはその都度、関係者に対し指示・注意を行った。

◆市民税課

当課は、課長以下 30 人（うち会任 4 人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課 長・ 課長補佐	係 長	職 員	
[市民税課] 課 長 (本務局長) 課長補佐	[税制係] (課長補佐兼) 係 長	主 任 3 人 主 事 3 人 事務員 (会任) 4 人	○市税調定の総括に関する事 ○たばこ税及び入湯税の賦課に関する事 ○法人市民税の賦課に関する事 ○軽自動車税の賦課に関する事 ○税証明に関する事 ○自動車臨時運行の許可に関する事 ○市固定資産評価審査委員会に関する事
	[市民税第一係] 係 長	主 任 5 人 主 事 6 人	○国税との連絡調整に関する事 ○支所との連絡調整に関する事 ○個人住民税の申告に関する事 ○個人住民税の賦課に関する事
	[市民税第二係] 係 長	主 任 1 人 主 事 4 人	○個人住民税の賦課及び特別徴収に関する事 ○住民登録外課税に関する事 ○e L T A X に関する事 ○電算業務に関する事

※局内調整により、税制係主任 1 人、市民税第一係主任 1 人は収納推進課と兼務、7 月 1 日から 12 月 31 日まで収納推進課勤務

○前回監査以降の体制の異動

- ・職員 4 人増（うち会任 1 人）
- ・主な新たな業務：特になし

今回の監査は、主として予算執行事務、市税賦課事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収 入 未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
使用料及び 手数料	手 数 料	総 務 料 手 数 料	1,500	703	675	29	95.9	自動車臨時運行許可手数料
県 支 出 金	交 付 金	総 務 費 交 付 金	282,706	0	0	0	-	徴税費交付金
諸 収 入	雑 入	雑 入	525	112	112	0	100	納税通知書送付用広告掲載料
計			284,731	816	787	29	96.5	

※当課所管の市税調定（賦課）の状況は「2 市税賦課事務」で詳述。

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・総務手数料 1件
- ・雑入 1件

(2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行 為 額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
総 務 費	総 務 費	財 産 費 管 理 費	123	2	2	1.8	1.8	局統括経費
	徴 税 費	税 務 費	557,758	255,766	255,069	45.9	45.7	職員費、負担金、固定資産評価審査委員会経費等
		賦 課 費	100,355	67,126	33,221	66.9	33.1	会計年度任用職員費、課税システム等保守料、負担金等
計			658,236	322,894	288,292	49.1	43.8	

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・報酬 1件
- ・需用費 4件
- ・役務費 2件
- ・委託料 6件
- ・使用料及び賃借料 4件
- ・負担金、補助及び交付金 5件

2 市税賦課事務

(1) 市民税（個人、法人）

ア 納税義務者の把握

納税義務者は、鳥取市税条例（以下「条例」という。）第16条に規定されている。

個人市民税の納税義務者は、住民基本台帳をもとに市民税課税台帳（データ）を作成して把握していた。

また、未申告者等については、前年度申告をもとに調査し把握に努めるとともに、申告相談に応じていた。

法人については、前年度の申告をもとに国税等の関係機関と連携を図り、把握に努めていた。

イ 所得の把握

所得の把握は条例第 29 条の 2 の規定に基づいて行っている。

給与所得及び公的年金等については、地方税法第 317 条の 6 の規定に基づき提出される給与支払報告書及び公的年金等支払報告書により把握していた。

また、それ以外の所得については、申告書により把握していた。

申告書の未提出者や、給与支払報告書未提出事業所については、前年度の申告等をもとに調査を行い、電話や文書等により指導を行っていた。

ウ 課税の状況

納税通知書・課税台帳の作成及び修正等の賦課事務については、課税資料管理システム及び賦課システムなどを運用し事務が行われていた。

(ア) 個人市民税の課税状況

均 等 割 課 税 状 況

(単位：人・千円・%)

区 分	4 年 度		3 年 度		増 減			
	人 数	調 定 額	人 数	調 定 額	人 数	率	調 定 額	率
均 等 割 のみの者	7,523	26,331	7,361	25,764	162	2.2	567	2.2
上記以外 の 者	83,619	8,377,716	83,647	8,209,985	△ 28	△ 0.0	167,731	2.0
計	91,142	8,404,047	91,008	8,235,749	134	0.1	168,298	2.0

※各年度とも、総務省実施の「市町村税課税状況等の調」の数値である。(基準日：7月1日)

所得割課税状況

(単位：人・千円・%)

区分	4年度	3年度	増減	増減率
納税義務者数	83,619	83,647	△ 28	△ 0.0
総所得金額	240,840,107	237,268,612	3,571,495	1.5
所得控除額	99,084,653	98,895,446	189,207	0.2
課税標準額	147,553,686	142,949,089	4,604,597	3.2
算出税額	8,677,697	8,438,023	239,674	2.8
税額控除額	572,387	504,777	67,610	13.4
税額調整額	1,108	1,619	△ 511	△ 31.6
配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除額	19,152	14,406	4,746	32.9
減免税額	83	62	21	33.9
所得割額（調定額）	8,084,967	7,917,159	167,808	2.1

※各年度とも、総務省実施の「市町村税課税状況等の調」の数値である。（基準日：7月1日）

所得区分別総所得金額

(単位：人・千円・%)

区分	4年度			3年度			増減			
	納税義務者	総所得金額等	構成比	納税義務者	総所得金額等	構成比	納税義務者	率	総所得金額等	率
給与所得	68,377	205,182,794	85.2	68,044	201,380,387	84.9	333	0.5	3,802,407	1.9
営業所得	2,712	10,378,237	4.3	3,018	10,484,605	4.4	△ 306	△ 10.1	△ 106,368	△ 1.0
農業所得	172	467,005	0.2	199	536,615	0.2	△ 27	△ 13.6	△ 69,610	△ 13.0
その他の所得	11,608	21,370,562	8.9	11,563	21,422,958	9.0	45	0.4	△ 52,396	△ 0.2
分離譲渡所得	750	3,441,509	1.4	823	3,444,047	1.5	△ 73	△ 8.9	△ 2,538	△ 0.1
計	83,619	240,840,107	100	83,647	237,268,612	100	△ 28	△ 0.0	3,571,495	1.5

※各年度とも、総務省実施の「市町村税課税状況等の調」の数値である。（基準日：7月1日）

徴収区分別課税状況

(単位:人・千円・%)

区分	特別徴収義務者(事業所)	納税義務者		調定額				
		人数	構成比	均等割額	所得割額	計	構成比	
4年度	普通徴収	-	11,351	12.5	52,803	1,258,086	1,310,889	15.6
	特別徴収	5,915	79,791	87.5	266,194	6,826,964	7,093,158	84.4
	計	5,915	91,142	100	318,997	8,085,050	8,404,047	100
3年度	普通徴収	-	11,733	12.9	53,506	1,211,718	1,265,224	15.4
	特別徴収	5,800	79,275	87.1	265,022	6,705,503	6,970,525	84.6
	計	5,800	91,008	100	318,528	7,917,221	8,235,749	100
増減	普通徴収	-	△ 382	増減率 △ 3.3	△ 703	46,368	45,665	増減率 3.6
	特別徴収	115	516	0.7	1,172	121,461	122,633	1.8
	計	115	134	0.1	469	167,829	168,298	2.0

※各年度とも、総務省実施の「市町村税課税状況等の調」の数値である。(基準日:7月1日)

(イ) 法人市民税の課税状況

(単位:件・千円・%)

区分	現年度				過年度				
	均等割		法人税割		均等割		法人税割		
	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額	
4年度	4月	664	19,819	141	20,887	87	18,243	67	22,849
	5月	1,153	85,447	497	106,429	11	984	22	668
	6月	705	115,885	401	189,428	6	601	60	916
	7月	543	84,428	246	138,693	16	920	22	1,159
	8月	564	42,952	297	80,557	12	816	18	111
	9月	389	29,797	202	36,789	6	320	23	1,353
	計	4,018	378,328	1,784	572,783	138	21,884	212	27,056
3年度	3,986	377,276	1,825	664,185	124	16,983	212	21,560	
増減	32	1,052	△ 41	△ 91,402	14	4,901	0	5,496	
増減率	0.8	0.3	△ 2.2	△ 13.8	11.3	28.9	0.0	25.5	

(各年度9月末日現在)

エ 関係機関との連携の状況

確定申告の会場を税務署と同一会場にし、納税者の利便性を高めていた。また、賦課事務に係る情報の交換を行っていた。

オ 減免の状況

個人市民税は、条例第 33 条の 10 第 1 項第 1 号の規定に基づき、9 件 901 千円が減免されていた。(9 月末日現在)

また、法人市民税は、条例第 25 条の規定に基づき、認可地縁団体 214 件 12,400 千円が課税免除、条例第 33 条の 10 第 1 項第 4 号及び第 5 号の規定に基づき、特定非営利活動法人等 185 件 10,895 千円が減免されていた。(9 月末日現在)

市民税の減免について、一部抽出し、減免申請書、決定何等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

(2) 軽自動車税

ア 納税義務者の把握

軽自動車税の納税義務者は、条例第 69 条に規定されている。

申告等について、一部抽出し、関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

イ 課税の状況

(単位：円・台・%)

区		分		税額(円)	台数	調定額		
4 年 度	原動機付 自転車	第1種	50ccまで	2,000	3,877	7,754,000		
		第2種(乙)	51cc~90ccまで	2,000	500	1,000,000		
		第2種(甲)	91cc~125ccまで	2,400	961	2,306,400		
		ミニカー		3,700	139	514,300		
		計		-	5,477	11,574,700		
	軽自動車	二輪車(125cc~250ccまで)		3,600	1,499	5,396,400		
		雪上を走行するもの		3,600		0		
		軽三輪車	旧税率		3,100		0	
			新税率		3,900		0	
			重課税		4,600	1	4,600	
			軽課税(1/4)		1,000		0	
			軽課税(2/4)		2,000		0	
			軽課税(3/4)		3,000		0	
		四輪車	貨物用	自家用	旧税率	4,000	5,115	20,460,000
					新税率	5,000	6,811	34,055,000
					重課税	6,000	5,980	35,880,000
					軽課税(1/4)	1,300		0
					軽課税(2/4)	2,500		0
					軽課税(3/4)	3,800		0
			貨物用	営業用	旧税率	3,000	133	399,000
					新税率	3,800	178	676,400
					重課税	4,500	89	400,500
					軽課税(1/4)	1,000	2	2,000
					軽課税(2/4)	1,900		0
					軽課税(3/4)	2,900		0
			乗用	自家用	旧税率	7,200	18,456	132,883,200
					新税率	10,800	21,429	231,433,200
					重課税	12,900	10,897	140,571,300
					軽課税(1/4)	2,700	4	10,800
					軽課税(2/4)	5,400		0
					軽課税(3/4)	8,100		0
		営業用		旧税率	5,500	2	11,000	
新税率	6,900			5	34,500			
重課税	8,200				0			
軽課税(1/4)	1,800				0			
小型特殊自動車		農耕用	2,400	4,348	10,435,200			
		特殊作業用	5,900	550	3,245,000			
計			-	75,499	615,898,100			
小型自動二輪(251cc以上)			6,000	1,865	11,190,000			
合計			-	82,841	638,662,800			
3年度			-	82,620	618,554,200			
増減			-	221	20,108,600			
増減率			-	0.3	3.3			

(各年度9月末日現在)

ウ 減免の状況

条例第70条の規定に基づき商品用のもの818台7,281千円が課税免除、条例第78条第1項の規定に基づき公益のために使用するもの333台2,793千円、条例第79条第1項の規定に基づき身体障害者等に対するもの920台8,739千円が減免されていた。(9月末日現在)

軽自動車税の減免について、一部抽出し、減免申請書、決定何等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

エ 標識の交付等

新たに原動機付き自転車及び小型特殊自動車の所有者等となったものは、条例第80条の規定に基づき、市から標識の交付を受けることになっている。

標識の交付、返納等の事務処理について、一部抽出し、関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(3) 市たばこ税

市たばこ税は、条例第81条の2及び86条の規定に基づき、納税義務者が毎月申告納付している。

申告等について、一部抽出し、関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

ア 課税の状況

(単位：本・円・%)

課税標準 (売渡し本数)	4年度		3年度		増減	増減率
	税率	調定額	調定額	調定額		
100,319,558	1000本につき 6,552円	657,293,739	615,753,005	41,540,734	6.7	

(各年度9月末日現在)

(4) 入湯税

入湯税は、条例第142条の規定に基づき特別徴収義務者が申告納付している。

申告等について、一部抽出し、関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

ア 課税の状況

(単位：件・人・円・%)

区分	4年度				3年度		増減額 (円)	増減率 (%)
	件数 (件)	課税標準 (人)	税率 (円)	調定額 (円)	調定額 (円)	調定額 (円)		
鳥取温泉	7	44,184	150	6,627,600	3,551,400	3,076,200	86.6	
吉岡温泉旅館組合	11	1,876	150	281,400	220,500	60,900	27.6	
吉岡温泉	4	5,531	150	829,650	330,300	499,350	151.2	
浜村温泉	2	5,211	150	781,650	539,550	242,100	44.9	
鹿野温泉	3	5,148	150	772,200	481,800	290,400	60.3	
計	27	61,950	-	9,292,500	5,123,550	4,168,950	81.4	

(各年度9月末日現在)

3 財産管理事務

(1) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

ウ 現 金

現金受払表、つり銭保管状況報告書を確認したところ、適正に管理されていた。

◆固定資産税課

当課は、課長以下 31 人（うち会任 3 人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課 長・ 課長補佐	係長・主幹	職 員	
[固定資産税課] 課 長 課長補佐	[償却資産係] (課長補佐兼) 係 長	主 任 3 人 主 事 1 人 事務員 (会任) 1 人	○償却資産の申告及び調査に関すること ○調定、課税免除及び減免に関すること ○納税義務者等の調査・把握に関すること ○資産照会、縦覧に関すること ○電算総括に関すること ○納税通知書の送付に関すること ○過誤納金補填金・口座振替に関すること
	[土地係] 係 長 主 幹 2 人	主 事 5 人 主 事 (任短) 2 人 事務員 (会任) 1 人	○土地の評価及び評価システムに関すること ○都市計画税の課税に関すること ○仮評価証明に関すること ○土地現況調査に関すること ○納税義務者、土地異動の把握に関すること ○情報管理システムに関すること ○過誤納金・補填金事務に関すること ○法務局との連絡調整に関すること
	[家屋係] 係 長 主 幹 1 人	主 任 5 人 主 事 4 人 主 事 (任短) 1 人 事務員 (会任) 1 人	○家屋評価及び賦課に関すること ○家屋の仮評価に関すること ○納税義務者、家屋異動の把握に関すること ○家屋課税資料の入手に関すること ○家屋評価システムに関すること ○県税局との連絡調整等に関すること

○前回監査以降の体制の異動

- ・職員 1 人増
- ・主な新たな業務：特になし

今回の監査は、主として予算執行事務、市税賦課事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収 入 未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
諸 収 入	雑 入	雑 入	683	183	183	* 0	99.9	広告料収入 公園コピー代

(注) 「*」は500円未満の金額を表す。

※当課所管の市税調定(賦課)の状況は「2市税賦課事務」で詳述。

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・雑入 2件

(2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
総 務 費	徴 税 費	賦課徴収費	97,731	82,004	13,049	83.9	13.4	業務委託費等・納税 通知書発送

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・旅費 3件
- ・需用費 5件
- ・委託料 5件
- ・使用料及び賃借料 1件
- ・負担金、補助及び交付金 3件

2 市税の賦課事務

(1) 固定資産税

ア 納税義務者の把握

- ・土地、家屋については、課税台帳兼名寄帳に登録される者をもって納税義務者としていた。
- ・納税義務者の把握については、現地調査、法務局からの登記済通知書、建築確認等で確認作業を行っていた。
- ・償却資産については、地方税法(以下「法」という。)第383条の規定に基づき、申告される者をもって納税義務者としていた。
- ・申告以外の把握については、市民税課に提出される法人異動の届、保健所等の関係機関等から新規開業情報、税務署での閲覧、現地調査等で確認作業を行っていた。

イ 固定資産課税台帳等の整備(電磁的記録をもって台帳整備)

(ア) 固定資産課税台帳、課税補充台帳兼名寄帳

- ・法第381条の規定に基づき、土地課税台帳、家屋課税台帳及び土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳を課税台帳兼名寄帳として備え付け、同条に規定する事項を登録整備していた。

(イ) 家屋見取図、地籍図等

- ・法第380条第3項の規定に基づくその他固定資産の評価に必要な資料として、家屋見取図、地籍図等を備え、法務局からの報告及び現地調査等により記録整備していた。

(ウ) 償却資産課税台帳

- ・法第 381 条に規定する事項を申告等に基づき登録整備していた。

(エ) 法第 382 条による法務局からの通知状況は、次表のとおり。

土地の異動等による登記済処理の状況

(単位：件)

区分	所有権 移転	保存	表示 変更	登記 抹消	地目 変更	分筆	合筆	地籍 更正	その他	合計	月平均
2年度	13,745	81	59	0	882	2,347	480	43	80	17,717	1,476
3年度	13,906	150	132	29	949	2,566	443	84	156	18,415	1,535

(各年度末)

家屋の異動等による登記済処理の状況

(単位：件)

区分	所有権 移転	表示	表示 変更	保存	滅失	登記 抹消	分棟	合棟	合計	月平均
2年度	2,252	913	628	587	648	0	0	1	5,029	419
3年度	2,287	997	774	496	764	0	10	0	5,328	444

(各年度末)

ウ 課税の状況

- ・固定資産課税台帳に登録された価格を基準にして賦課していた。
- ・課税の計算業務については、賦課システムなどを運用し事務が行われていた。
- ・現年度調定の状況は、次表のとおり。

課税区分別の納税義務者数及び調定状況

(単位：人・千円)

区分	4年度		3年度		2年度	
	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額
土地	56,876	3,703,669	56,739	3,711,768	56,628	3,751,061
家屋	60,812	5,508,839	60,385	5,179,029	60,426	5,499,897
償却資産	2,193	1,950,187	1,933	1,832,541	2,085	1,949,629
計	(76,955) 119,881	11,162,695	(76,708) 119,057	10,723,338	(76,766) 119,139	11,200,587

※納税義務者数の () 内の数値は、実人数である。

(各年度9月末日現在)

エ 減免の状況

- ・法第 367 条の規定に基づき、納税義務者からの申請書等を調査し減免を行っていた。
- ・監査対象期間中の減免は、307 件、24,363 千円であった。
- ・固定資産税の減免について、一部抽出し、減免申請書、決定同等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

(2) 都市計画税

ア 課税の状況

- ・都市計画税については、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して、課税台帳兼名寄帳に登録されたものを基準に賦課していた。
- ・現年度調定の状況は、次表のとおりである。

都市計画税に係る納税義務者数及び調定状況

(単位：人・千円)

区 分	4年度		3年度		2年度	
	納税義務者数	調 定 額	納税義務者数	調 定 額	納税義務者数	調 定 額
土 地	37,011	253,692	36,859	252,470	36,695	255,971
家 屋	38,747	289,045	38,347	270,259	38,284	287,655
計	(47,763) 75,758	542,737	(47,644) 75,206	522,729	(47,572) 74,979	543,626

※納税義務者数の()内の数値は、実人数である。

(各年度9月末日現在)

イ 減免の状況

- ・監査対象期間中の減免は、130件、1,287千円であった。
- ・都市計画税の減免について、一部抽出し、減免申請書、決定同等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

3 財産管理事務

(1) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切手類

保管郵便切手類等と受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

◆収納推進課

当課は、課長以下 49 人（うち会任 8 人。派遣を除く。）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。（令和 5 年 1 月 1 日現在）

組 織			主 な 事 務 分 掌
課 長・ 課長補佐	係長・主幹	職 員	
[収納推進課]	[管理・企画係] (課長補佐兼) 係 長	主 任 1 人 主 事 2 人 事務員 (会任) 5 人	○督促状・催告書の発送に関する事 ○徴収に関する徴収及び調査の計画に関する事 ○分納管理の統括に関する事 ○滞納処分の執行停止に係る管理に関する事 ○納税義務者の調査に関する事 ○催告センターに関する事 ○徴収日報に関する事 ○不服申し立て、訴訟、及び犯則取締に関する事 ○交付要求事務(競売・破産事件)に関する事 ○インターネット公売に関する事
課 長 課長補佐	[徴収対策第一係] 係 長 主 幹 2 人	主 任 1 人 主 事 4 人 主 事 (任短) 2 人	○滞納整理の進捗に係る指導及び監督に関する事 ○市税・国保料(現年・新繰分)の徴収及び納税 指導・相談に関する事 ○差押等滞納処分に関する事 ○市税充当に関する事 ○滞納整理及び債権整理に係る進捗管理に関する事
	[徴収対策第二係] 係 長	主 任 1 人 主 任 (再短) 1 人 主 事 4 人 主 事 (任短) 1 人 事務員 (会任) 3 人	○滞納整理の進捗に係る指導及び監督に関する事 ○市税・国保料(滞納繰越分)の徴収及び納 税指導・相談に関する事 ○差押等滞納処分に関する事 ○市税充当に関する事 ○収納担当職員の業務に関する事 ○国民健康保険料の訪問徴収に関する事
	[債権回収係] 係 長 主 幹 8 人 (※1)	主 事 3 人 主 事 (任短) 1 人	○債権管理の総合調整及び指導に関する事 ○債権管理に関する調査、研究及び情報収集 に関する事 ○債権管理方針に関する事 ○債権管理部会に関する事 ○徴収計画の進行管理に関する事 ○債権調査事務に関する事 ○強制徴収公債権に関する事

			○私債権及び公債権に関すること ○住宅新築資金等貸付金の滞納整理に関する こと
	[検収係] 係 長	主 任 1 人 主 事 2 人 主 事 (任短) 1 人	○市税・国保料の収納状況報告に関すること ○市税・国保料の検収、還付処理に関すること ○納付環境の整備に関すること ○口座振替の促進に関すること ○納税証明に関すること ○社会保険料の納付に関すること
(派遣) 主 幹 1 人	鳥取県東部県税事務所		

※1 主幹8人は、主な債権所管課の担当係長が兼務・併任。

【兼務】人権推進課同和对策係、長寿社会課介護保険係、生活福祉課保護第一係、
保険年金課長寿医療係、こども家庭課保育係、建築住宅課住宅係、
下水道経営課料金係

【併任】学校保健給食課校務支援係

○前回監査以降の体制の異動

・税及び税外債権回収に係る体制の充実を図るため、令和2年4月に徴収課と債権管理課を「収
納推進課」に統合。

今回の監査は、主として予算執行事務、未収金及び債権管理に対する取組状況、財産管理事務
について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入 未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
使用料及び 手数料	手 数 料	総務手数料	3,400	1,667	1,669	△ 2	100.1	
諸 収 入	延滞金、加算 金及び過料	延 滞 金	9,080	5,426	5,603	△ 176	103.3	
諸 収 入	雑 入	雑 入	0	125	109	16	87.0	
計			12,480	7,219	7,381	△ 176	102.2	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・手数料 1件
- ・延滞金、加算金及び過料 1件
- ・雑入 1件

(2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行 為 額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
総 務 費	徴 税 費	賦課徴収費	142,202	118,927	104,907	83.6	73.8	

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・需用費 7件
- ・役務費 7件
- ・委託料 3件
- ・使用料及び賃借料 3件
- ・償還金、利子及び割引料 1件

2 未収金及び債権管理に対する取り組み状況

地方税法等諸規程及び債権管理マニュアル等手順書に沿って処理していた。

(1) 未収金

ア 督促

地方税法並びに国民健康保険法の規定に基づき、納期限後 20 日以内に督促処理していた。

イ 催告

督促後も未収の場合は、催告処理（納付勧奨）を実施することにより未収解消に努めており、鳥取市納付催告センター（民間委託）による電話催告と全未収納税義務者へ時期を決めて発する文書催告により行っていた。

(2) 債権管理

ア 差押

催告等による納付勧奨後も未収の場合は、滞納処分を実施することとし、事前に財産調査により納税義務者の状況を把握した後、滞納処分方針を決めることとしていた。

滞納処分の方法は、主に差押、交付要求があり、それぞれ対応していた。

イ その他の取り組み

鳥取市債権管理に関する条例等諸規程及び鳥取市債権管理方針、鳥取市債権管理に関するマニュアルに基づき債権管理に関する事務を執行し債権管理に努めていた。

（主な取り組み）

- ・債権管理職員研修会の開催
- ・鳥取市債権管理部会、同検討チーム会議の開催
- ・税外収入等他部署債権の徴収事務移管による債権管理
- ・各債権にかかる所管課のヒアリング等実施し、進行管理の徹底

3 財産管理事務

(1) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

ウ 現 金

保管つり銭現金と日常の整理簿を突合したところ、適正に管理されていた。

◆危機管理課

当課は、課長以下 12 人で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課長・参事 ・課長補佐	係 長	職 員	
[危機管理課] 課 長 課長補佐	[消防企画係] (課長補佐兼) 係 長	主 任 2人	○災害時等における職員配備体制に関すること ○災害対策本部会議に関すること ○災害時緊急支援隊派遣に関すること ○消防団の運営、研修、訓練及び表彰に関すること ○消防水利に関すること ○消防団の資機材等の整備に関すること ○消防団員の報酬、費用弁償及び退職報償金等に関すること
	[危機対策係] 係 長	主 事 2人	○防災会議、地域防災計画に関すること ○備蓄計画及び備蓄品に関すること ○業務継続計画・受援計画に関すること ○防災行政無線等の運営に関すること ○J-alert 及び Em-Net に関すること
	[防災支援係] 係 長	主 任 (再) 1人 主 任 (再短) 1人 主 事 1人	○地域防災力向上政策の推進に関すること ○防災マップ・ハザードマップに関すること ○自主防災組織の育成・指導等に関すること ○防災リーダーの登録及び養成研修に関すること ○地域防災力強化補助金に関すること ○自衛官募集事務に関すること
参 事 (任期付)			○国民保護に関すること ○防災訓練及び国民保護訓練に関すること ○原子力防災対策に関すること ○自衛隊の派遣要請に関すること ○災害時応援協定に関すること ○災害時等における職員初動対応及び応急対策に関すること

○前回監査以降の体制の異動

- ・職員の増減なし（参事は令和4年11月30日付けで退職）
- ・主な新たな業務：特になし

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	説明
款	項	目	(A)	(B)	(C)	(B)-(C)	(C)/(B)	
使用料及び手数料	使用料	総務使用料	30	32	32	0	100	庁舎使用料
県支出金	委託金	総務委託費金	276	0	0	0	-	自衛官募集事務委託料
	交付金	総務交付費金	11,709	0	0	0	-	防災危機管理対策市町村交付金
諸収入	雑入	雑入	27,727	17,348	17,306	42	99.8	消防団員退職報償金受入金等
市債	市債	総務債	199,100	0	0	0	-	総合防災対策事業債
		消防債	115,700	0	0	0	-	消火栓設置事業債、消防ポンプ等購入事業債等
計			354,542	17,380	17,338	42	99.8	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・総務使用料 1件
- ・雑入 3件

(2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額	支出負担行為額	支出済額	執行率		説明
款	項	目	(A)	(B)	(C)	(B)/(A)	(C)/(A)	
総務費	総管理費	諸費	(28,640)	(28,633)	(0)	(100.0)	(0)	自主防災活動補助金、防災行政無線整備事業、防災ラジオ流通管理委託費等
			400,385	338,221	50,188	84.5	12.5	
消防費	消防費	常消防備費	2,439,073	2,439,073	1,120,502	100	45.9	東部広域行政管理組合負担金
		非常消防備費	152,804	58,724	55,264	38.4	36.2	消防団員報酬、公務災害補償等共済基金掛金、消防団員退職報償金等
		消施設防費	131,757	63,244	8,314	48.0	6.3	消火栓設置費、消防ポンプ車購入費、消防ポンプ車格納庫維持管理費等
		水防費	2,206	211	211	9.6	9.6	水防資材購入費等
計			(28,640)	(28,633)	(0)	(100.0)	(0)	
			3,126,225	2,899,474	1,234,480	92.7	39.5	

(注) () 内は繰越明許費で内数。

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・災害補償費 1件
- ・報償費 1件
- ・旅費 3件
- ・需用費 14件
- ・役務費 4件
- ・委託料 12件
- ・使用料及び賃借料 2件

- ・工事請負費 1件
- ・備品購入費 3件
- ・負担金、補助及び交付金 13件
- ・寄附金 1件

2 財産管理事務

(1) 公有財産

ア 行政財産

行政財産の目的外使用について一部抽出し、使用許可申請書、使用許可等関係書類を通査したところ、適正に管理されていた。

(2) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

◆生活環境課

当課は、課長以下13人（うち兼務1人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課 長・ 課長補佐	係長・主幹	職 員	
[生活環境課]	[環境政策係] (課長補佐兼) 係 長 主 幹 (兼) 1 人 (※)	主 任 2 人 主 事 1 人	○環境審議会に関すること ○環境基本計画に関すること ○再生可能エネルギー導入に関すること ○省エネの普及啓発に関すること ○いかり原太陽光発電所の維持管理に関すること
課 長 (本務局長) 課長補佐	[生活衛生係] 係 長	主 事 2 人	○化製場法に関すること ○旅館業法に関すること ○住宅宿泊事業法に関すること ○理・美容師法に関すること ○市営墓地の管理に関すること
	[環境保全係] 係 長	主 任 1 人 技 師 1 人 主 事 1 人	○大気汚染防止法に関すること ○ダイオキシン類対策特別措置法に関すること ○鳥取県石綿健康被害防止条例に関すること ○水質汚染防止法に関すること ○土壌汚染対策法に関すること ○湖山池水質浄化に関すること ○騒音規制法・振動規制法に関すること ○公害苦情に関すること

※財産経営課主幹が兼務。

○前回監査以降の体制の異動

- ・職員2人減
- ・主な新たな業務：特になし

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 一般会計

ア 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収 入 未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
使用料及び 手数料	手 数 料	衛生手数料	1,208	577	533	44	92.4	温泉利用許可手数料等
県支出金	県補助金	衛 生 費 県補助金	360	125	0	125	0	
計			1,568	702	533	169	75.9	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・手数料 7件
- ・県補助金 1件

イ 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
衛 生 費	保 衛 生 健 費	保 健 衛 生 総 務 費	28	3	3	11.2	11.2	簡易専用水道等関係 事務費
		予 防 費	1,212	213	46	17.6	3.8	生活衛生営業許可・ 監督指導事業費
		環 境 衛 生 費	99,874	55,935	46,386	56.0	46.4	環境基本計画推進費 等
		公 害 対 策 費	62,159	51,503	1,109	82.9	1.8	公害防止対策費、 湖山池浄化対策費等
		火 葬 場 及 び 墓 地 費	30,595	30,595	13,768	100	45.0	因幡霊場負担金
	清 掃 費	清 掃 総 務 費	455	154	154	33.8	33.8	環境審議会費
計			194,323	138,404	61,467	71.2	31.6	

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・報酬 1件
- ・報償費 1件
- ・旅 費 1件
- ・需用費 3件
- ・役務費 1件
- ・委託料 15件
- ・使用料及び賃借料 1件
- ・備品購入費 1件
- ・負担金、補助及び交付金 14件

(2) 墓苑事業費特別会計

ア 歳 入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収 入 未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
使用料及び 手数料	使 用 料	墓 地 使 用 料	29,095	24,553	24,453	100	99.6	墓地使用料
繰越金	繰越金	繰越金	100	4,125	4,125	0	100	前年度繰越金
財産収入	財産運用 収 入	利子及び 配 当 金	2	0	0	0	-	基金運用利子
計			29,197	28,678	28,578	100	99.7	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・使用料 3件

イ 歳 出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行 為 額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
墓 苑 費	墓 苑 費	墓 苑 費	28,840	4,723	3,837	16.4	13.3	土地取得費償還金 墓地管理費
予 備 費	予 備 費	予 備 費	100	0	0	0	0	
積 立 金	積 立 金	積 立 金	257	0	0	0	0	
計			29,197	4,723	3,837	16.2	13.1	

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・需用費 5件
- ・委託料 5件
- ・備品購入費 3件
- ・負担金、補助及び交付金 1件

(3) 電気事業費特別会計

ア 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収 入 未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
諸 収 入	収 益 事 業 収 入	売 電 収 入	27,947	18,371	18,371	0	100	売電収入
繰 越 金	繰 越 金	繰 越 金	100	92	92	0	100	前年度繰越金
財 産 収 入	財 産 運 用 収 入	利 子 及 び 配 当 金	3	0	0	0	-	基金運用利子
計			28,050	18,464	18,464	0	100	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・収益事業収入 1件

イ 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
総 務 費	総 管 理 費	維 持 管 理 費	5,412	2,783	2,783	51.4	51.4	維持管理費
予 備 費	予 備 費	予 備 費	100	0	0	0	0	
公 債 費	公 債 費	元 金	20,874	10,416	10,416	49.9	49.9	
		利 子	1,511	776	776	51.4	51.4	
積 立 金	積 立 金	積 立 金	153	0	0	0	0	
計			28,050	13,975	13,975	49.8	49.8	

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・委託料 4件
- ・償還金、利子及び割引料 1件
- ・公課費 1件

2 財産管理事務

(1) 公有財産

ア 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用許可について、行政財産使用許可申請書、使用許可決定通知書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切 手

保管郵便切手と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

◆廃棄物対策課

当課は、課長以下 19 人（うち会任 1 人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課長・課長補佐	主査・係長 ・主幹	職 員	
[廃棄物対策課] 課 長 課長補佐	[管理係] 係 長 主 幹 1 人	主 任 3 人 主 任 (再短) 1 人 主 事 2 人	○一般廃棄物の減量化及び再利用に関すること ○一般廃棄物処理焼却施設の運営・廃止に関すること ○不法投棄に対する適正処理及び管理・指導に関すること ○一般廃棄物収集運搬委託契約に関すること ○家庭ごみ有料指定袋の管理・運営に関すること
	[指導係] (課長補佐兼) 係 長 主 幹 2 人	主 任 1 人 主 事 1 人 廃棄物適正処理推進指導員 (会任) 1 人	○産業廃棄物の不法投棄事案に関すること ○PCB 特別措置法に関すること ○産業廃棄物の自社保管に係る届出及び指導に関すること ○廃棄物の適正処理に関する普及啓発等に関すること
	[審査係] 係 長 主 査 1 人 主 幹 1 人	主 任 1 人	○廃棄物対策審議会に関すること ○産業廃棄物処理施設及び処分業許可・優良認定に関すること ○一般廃棄物処理施設の許可等に関すること ○自動車リサイクル法に関すること ○廃棄物処理施設、処理業者に対する立入検査及び指導に関すること

○前回監査以降の体制の異動

- ・職員：2人減
- ・主な新たな業務：特になし

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収 入 未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
使用料及び 手数料	使用料	衛生料	83	55	55	0	100	行政財産使用料等
	手数料	衛生料	372,922	179,565	130,161	49,404	72.5	一般廃棄物処理手数料等
県支出金	県補助金	衛生費 県補助金	210	0	0	0	-	鳥取県4R推進交付金
諸収入	雑入	弁償金	10,000	0	0	0	-	弁償金
		雑入	15,336	6,481	6,481	0	100	東部4町特別負担金等
市債	市債	衛生債	1,329,600	0	0	0	-	東部広域負担金債等
計			1,728,151	186,101	136,697	49,404	73.5	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・衛生使用料 3件
- ・衛生手数料 3件
- ・雑入 2件

(2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
衛生費	保健費	環境費	75,361	36,114	26,134	47.9	34.7	
		衛生費						
	清掃費	清掃費	201,851	97,244	73,849	48.2	36.6	家庭ごみ有料化事業等
		塵芥処理費	2,996,799	2,987,205	1,324,865	99.7	44.2	ごみ収集委託費、可燃物処理場建設広域負担金等
		し尿処理費	189,653	189,604	84,910	100.0	44.8	因幡浄苑広域負担金等
	清掃工場管理費	50,476	23,512	23,261	46.6	46.1	施設維持管理費等	
計			3,514,140	3,333,679	1,533,019	94.9	43.6	

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・報償費 2件
- ・需用費 3件
- ・役務費 1件
- ・委託料 17件
- ・使用料及び賃借料 2件
- ・負担金、補助及び交付金 2件

2 財産管理事務

(1) 公有財産

ア 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用について、一部抽出し、使用許可申請書、使用料減免申請書、使用許可書等の関係書類を通査したところ、適正に管理されていた。

(2) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。